

賃金水準(1人あたり)に応じた年金月額、所得代替率と世帯構成(2016年)

— 2016年国民生活基礎調査を用いた分析 —

国民生活基礎調査により得られる賃金収入額を用いて、

- 賃金水準の階層別に第2号被保険者含む世帯の世帯構成の割合をみると、例えば夫婦世帯では全体的に見れば、賃金水準の高い階層で共働き世帯の割合は高くなっているが、共働き世帯でも賃金水準の低い階層、片働き世帯でも賃金水準の高い階層に属している世帯は存在。
- 夫婦世帯、単身世帯ともに正規雇用以外の就労形態の者は賃金水準の高い階層より低い階層で割合が高くなっており、仮にこの賃金水準が続いた場合の年金の現役時賃金に対する比率は、厚生年金の所得再分配効果によってモデル年金より高水準となる。
- **所得代替率や年金月額の違いは世帯類型でなく賃金水準の違いから生じているものであり、賃金水準に着目することが重要である。**

※ 所得代替率 … 公的年金の給付水準を示す指標。現役男子の平均手取り収入額に対する年金額の比率により表される。

所得代替率 = (夫婦2人の基礎年金 + 夫の厚生年金) / 現役男子の平均手取り収入額

2019年度: 61.7%

13.0万円

9.0万円

35.7万円(注)

(注) 税・社会保険料控除前の賃金は43.9万円

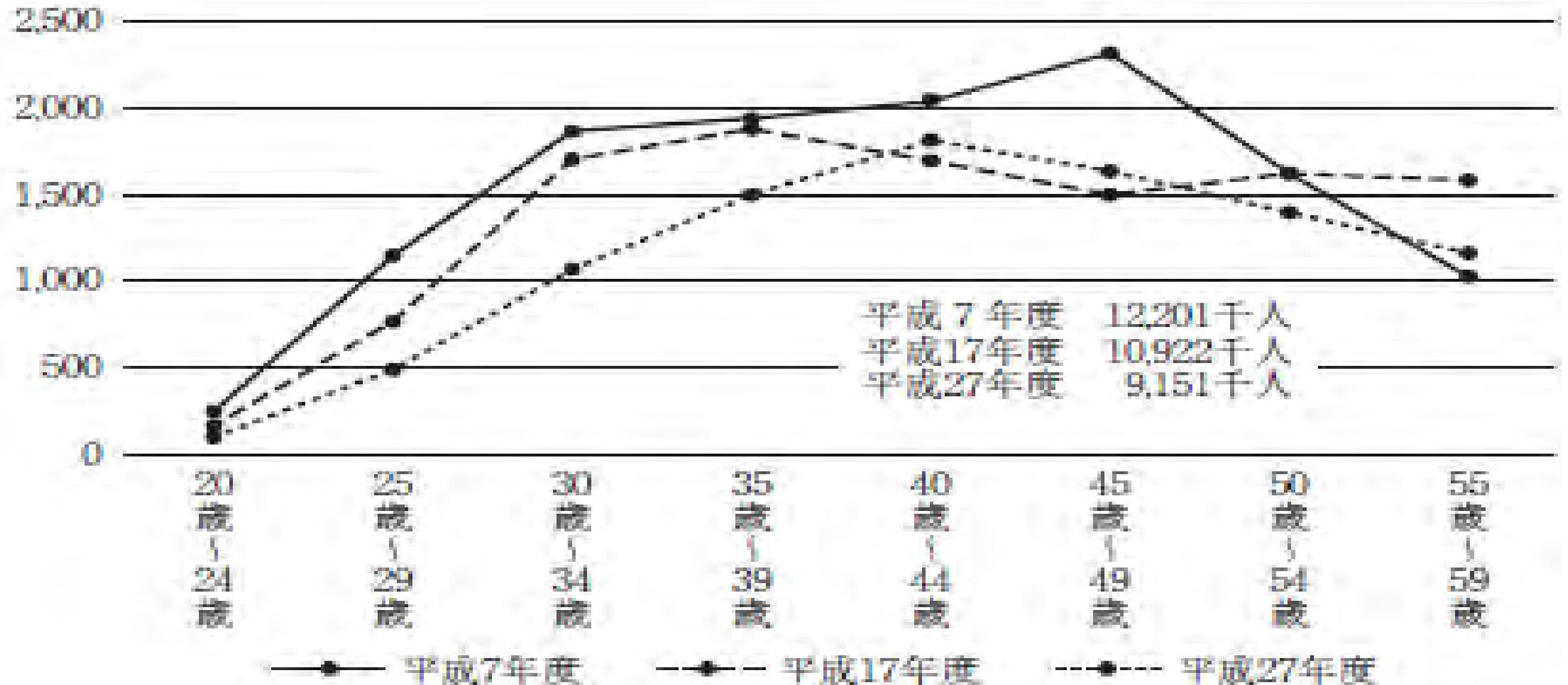
		世帯①	世帯②	世帯③	世帯④	世帯⑤		
賃金水準 (モデル年金の賃金に対する比率)		～ 0.5 倍未満	0.5 倍 ～ 0.75 倍	0.75 倍 ～ 1.25 倍 モデル年金に近い水準	1.25 倍 ～ 1.75 倍	1.75 倍以上～		
賃金	夫婦2人分 (単身又は1人分)	～ 21.9 万円未満 (～ 11.0 万円未満)	21.9 万円～ 32.9 万円 (11.0 万円～ 16.5 万円)	32.9 万円～ 54.9 万円 (16.5 万円～ 27.4 万円)	54.9 万円～ 76.8 万円 (27.4 万円～ 38.4 万円)	76.8 万円以上 (38.4 万円以上)		
年金月額 (2019年度)	夫婦2人分 (単身又は1人分)	～ 17.5 万円未満 (～ 8.8 万円未満)	17.5 万円～ 19.8 万円 (8.8 万円～ 9.9 万円)	19.8 万円～ 24.3 万円 (9.9 万円～ 12.1 万円)	24.3 万円～ 28.8 万円 (12.1 万円～ 14.4 万円)	28.8 万円以上 (14.4 万円以上)		
年金/現役時賃金(手取り)		～ 98.1%	98.1% ～ 73.8%	73.8% ～ 54.4%	54.4% ～ 46.1%	46.1% ～		
国民生活基礎調査の集計	夫婦世帯の世帯構成	共働き世帯	共に正規雇用で就労	2%	2%	10%	23%	43%
			共に正規雇用以外で就労	3%	2%	1%	1%	0%
			正規雇用と正規雇用以外で就労	3%	6%	12%	15%	12%
		片働き世帯	正規雇用で就労	60%	79%	74%	60%	45%
		正規雇用以外で就労	32%	10%	3%	2%	0%	
	計	100%	100%	100%	100%	100%		
	【賃金水準別の構成割合】	【 4% 】	【 11% 】	【 37% 】	【 27% 】	【 20% 】		
単身世帯の世帯構成	男性	正規雇用で就労	22%	24%	44%	65%	72%	
		正規雇用以外で就労	16%	21%	12%	7%	2%	
	女性	正規雇用で就労	24%	25%	27%	27%	25%	
		正規雇用以外で就労	37%	30%	18%	2%	1%	
	計	100%	100%	100%	100%	100%		
	【賃金水準別の構成割合】	【 8% 】	【 14% 】	【 22% 】	【 27% 】	【 29% 】		

注1: 世帯の構成は、2016年国民生活基礎調査の特別集計による。学生を除く、「単身世帯」、「夫婦のみの世帯」および「夫婦と未婚の子のみの世帯」を集計対象としている。共働き世帯は、国民年金第2号被保険者を集計している。片働き世帯では、いずれかが国民年金第2号被保険者であり、その配偶者は国民年金第3号被保険者を集計しており、国民年金第3号被保険者の賃金は0とみなしている。単身世帯は、国民年金第2号被保険者を集計している。

注2: 世帯構成は、2016年国民生活基礎調査(所得は2015年1月～12月)の一時点の構成をみているため、生涯の平均賃金の分布を示しているものではない。このため、将来の所得代替率や年金額の分布を示しているものではないことに留意が必要。

注3: 表の賃金は、税・社会保険料控除前である。可処分所得割合を0.814として所得代替率を計算している。

第3号被保険者の被保険者数及び年齢構成の推移



令和元年財政検証における第3号被保険者数の前提

